

財団法人 航空交通管制協会

寄 附 行 為

平成15年 7月22日

財団法人 航空交通管制協会寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、財団法人航空交通管制協会という。

英文では、Air Traffic Control Association, Japan.とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都大田区に置く。

2 本会は、必要に応じ支部を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、内外における航空交通管制システムの総合的な調査 研究並びに発展途上国の航空交通に関する国際協力の推進等を行い、 もって航空交通の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 航空交通管制システムに関する調査研究
- (2) 航空交通管制に係る国際協力
- (3) 航空交通管制に関する知識の普及
- (4) 航空交通管制業務への協力
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 本会の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録の基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産として、指定して寄附された財産

(3) 理事会で、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 本会の資産は会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、日本郵政公社若しくは銀行等への定期貯蓄金、信託会社への信託または国債若しくは公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

3 本会の資産のうち基本財産は、これを処分し又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ、国土交通大臣の承認を得て、その一部に限り処分し又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第8条 本会の経費は、普通財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第9条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする時も同様とする。

(暫定予算)

第10条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第11条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する決算書類
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) その他必要な附属書類

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得て、その事業年度終了後3月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えなければならない。

(長期借入金)

第12条 本会が予算に基づき資金の借入れをしようとするときは、その借入れた年度内に償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得て、かつ、国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(役員)

第14条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理 事 15名以上20名以内(会長、副会長及び専務理事を含む。)
- (5) 監 事 2名

(役員を選任等)

第15条 理事及び監事は、評議員会で選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選とする。

3 理事、監事及び評議員は相互にこれを兼ねることはできない。

- 4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第16条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は会長及び副会長を補佐して、本会の業務を統括する。
- 4 理事は、理事会を組織して、本会の業務を執行する。
- 5 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は国土交通大臣に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、理事会及び評議員会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められる

とき

(役員報酬等)

第19条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(顧問)

第20条 本会に、3名以内の顧問をおくことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、理事会の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問には、第17条第1項及び第19条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替える。

(賛助会員)

第21条 本会の趣旨に賛同し、毎年一定額以上の会費を納入するものは、賛助会員とする。

2 賛助会員についての必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、本会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき

(2) 理事現在数の3分に1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第25条 理事会は、第16条第5項第4号の規定により監事が招集した場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに、理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定められた方法により通知することができる。

(議長)

第26条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数及び議決)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面議決等)

第28条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。この場合における前条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議決事項)

第29条 理事会においては、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) その他会長が必要と認めた重要事項

2 前項第1号及び第2号の事項は、評議員会の同意を得た後これを議決するものとする。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及びその会議で選任された議事録署名人2名以上が、これに署名押印しなければならない。

(1) 会議の目的である事項、日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合には、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 本会に、評議員15名以上20名以内を置く。

2 評議員は、本会の趣旨に賛同する者及び学識経験者から理事会で選任し、会長が委嘱する。

3 評議員には、第17条から第19条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替える。

(評議員会)

第32条 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に別に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要と認められる事項について審議し、会長に助言する。

2 評議員会は、第16条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

4 評議員会には、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替える。

5 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第33条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を得て専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第34条 本会に、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第35条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 事業計画及び予算に関する書類
- (4) 事業報告及び決算に関する書類
- (5) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (7) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (8) 理事及び監事の履歴書
- (9) 評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (10) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第1号から第5号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、国土交通大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第37条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるもののほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、国土交通大臣の認可を受けなければ解散することはできない。

(残余財産の処分)

第38条 本会が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第9章 雑 則

(細則)

第39条 この寄附行為に定めるもののほか、本会の事業の運営上、必要な細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、本会の設立について運輸大臣の許可を受けた日(昭和61年8月1日)から施行する。
- 2 本会設立当初の事業年度は、第9条の規定にかかわらず、設立の日に始まり、昭和62年3月31日に終わるものとする。
- 3 本会設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、設立発起人会において選任されたものとする。
- 4 本会設立当初の事業計画及び収支予算は、第22条の規定にかかわらず、設立発起人

会の定めるところによる。

5 本会の設立時における基本財産は、20,000千円とする。

6 平成5年5月26日 第2条を改訂する。

7 第7条から第32条までの変更については、運輸大臣の認可を受けた日（平成12年6月29日）から施行する。

8 第2章から第8章までの変更については、国土交通大臣の認可を受けた日（平成15年7月22日）から施行する。